

2021年度 通常総会

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL https://www.kanaben.or.jp/

初の6月開催

6月15日、神奈川県民ホール(小ホール)にて、通常総会が開催された。

通常総会は例年5月に開催されていたが、今回は、前年度に行われた総会開催時期に関する会則の変更に基づき、初の6月開催となった。

開会に先立ち、前日弁連副会長の延命政之会員による日弁連会務報告が行われた。コロナ禍での会務運営に苦労はあったが、それが逆に様々な制度改革につながったこと、日弁連で検討が進んでいる会費減額について12月頃に結論が出る見通しであること等が報告された。

会長所信表明

13時に二川裕之会長が開会を宣言し、所信表明

を行った。

「チャレンジャーかな弁」と題した「5つの重点課題」を示した上で(詳細は4月号参照)、①情報

発信の一環として、既に会長自身が会員

メーリスやツイッターへの投稿を行って

いること、②災害時に広く

県民の支援ができるよう

「災害ADR」の創設を考

えていること、

③会務合理化の一環として、委員会等

のオンライン活用を進める

こと、④23条照会のオンライン申請を実現させ

たが、これは全国初の試みであり、会員の利便性

向上のみならず、受付事

務の大幅な負担軽減にな

ったこと、⑤市民窓口の

実効性を高めるための改

良に着手したこと、⑥精

神保健当番弁護士制度の

本施行に向けた準備を行

ってきたこと、⑦臨時総

会において「死刑執行の

停止及び死刑制度の廃止

に向けた取り組みを求め

る決議」が可決承認され

二川会長と今期執行部

菊地哲也前副会長から、①慣例にとられない会務の合理化を行ったこと、②大型災害への備えとして災害対策マニュアルを改訂しBCP(事業継続計画)を策定したこと、③会務全体についてオンライン環境の整備を推進したこと等が報告された。

また、④23条照会のオンライン申請を実現させたが、これは全国初の試みであり、会員の利便性向上のみならず、受付事

務の大幅な負担軽減になったこと、⑤市民窓口の実効性を高めるための改良に着手したこと、⑥精神保健当番弁護士制度の本施行に向けた準備を行ってきたこと、⑦臨時総会において「死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求め

る決議」が可決承認されたこと等が報告された。

また、⑤法律制度の改善(弁護士法1条2項)には政治的アプローチも不可欠なので、日本弁護士政治連盟との連携強化を図りたい旨の見解も示された。

「本年度も重要課題が目白押しであるがミッション・パッション・ハイテンションで取り組みたい」との言葉で締めくくられた。

「本年度も重要課題が目白押しであるがミッション・パッション・ハイテンションで取り組みたい」との言葉で締めくくられた。

と共に、委員会自体の統廃合についても方針の策定を考えていること、④現時点で既に31自治体の訪問を終え、湯河原ではさっそく地元広報誌に記事が掲載された。残り3自治体で完遂すること等が報告された。

また、⑤法律制度の改善(弁護士法1条2項)には政治的アプローチも不可欠なので、日本弁護士政治連盟との連携強化を図りたい旨の見解も示された。

「本年度も重要課題が目白押しであるがミッション・パッション・ハイテンションで取り組みたい」との言葉で締めくくられた。

「本年度も重要課題が目白押しであるがミッション・パッション・ハイテンションで取り組みたい」との言葉で締めくくられた。

「本年度も重要課題が目白押しであるがミッション・パッション・ハイテンションで取り組みたい」との言葉で締めくくられた。

「本年度も重要課題が目白押しであるがミッション・パッション・ハイテンションで取り組みたい」との言葉で締めくくられた。

2020年度 会務報告

菊地哲也前副会長から、①慣例にとられない会務の合理化を行ったこと、②大型災害への備えとして災害対策マニ

ュアルを改訂しBCP(事業継続計画)を策定したこと、③会務全体についてオンライン環境の整備を推進したこと等が報告された。

また、④23条照会のオンライン申請を実現させたが、これは全国初の試みであり、会員の利便性向上のみならず、受付事

務の大幅な負担軽減になったこと、⑤市民窓口の実効性を高めるための改良に着手したこと、⑥精神保健当番弁護士制度の本施行に向けた準備を行ってきたこと、⑦臨時総

会において「死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求め

る決議」が可決承認されたこと等が報告された。

委員会報告

第14回弁護士会支部サミット事業実行特別委員会の畑中優宏事務局長から、12月4日に藤沢市民

会館で開催される弁護士会支部サミットへの参加呼びかけが行われた。これは家裁出張所が藤沢にできることの意義について市民の理解を深め、実現の声を高めること等を企図した催しである。

第2号議案
2021年度(一般会計・特別会計)予算の件

第3号議案
2022年度(一般会計・特別会計)4、6月分暫定予算の件

第4号議案
神奈川県弁護士会成年後見センター設置・運営規程(会規第68号)一部改正の件

議事

第1号議案

2020年度(一般会計・特別会計)収支決算承認の件
説明は吉田正穂前会計担当副会長。

パンデミックの影響で例年とは相当異なる決算となったとした上で、一般会計が4984万1550円の赤字となってい

るが、これはむしろ期中に大幅黒字が見込まれたことから、補正予算を組んで1億3002万3185円を特別積立金に支出したためであり、実質的には8018万1635円の黒字となる旨の報告が行われた。

黒字の要因は、コロナ禍で各種活動費や職員費が縮小したこと等による。全会一致で提案どおり可決された。

第2号議案
2021年度(一般会計・特別会計)予算の件

第3号議案
2022年度(一般会計・特別会計)4、6月分暫定予算の件

説明は天野康代副会長。今年度もコロナの影響を大きく受けた予算となっている旨の説明が行われた。

質疑では、昨年の積立により既に目標の5億円に達した特別積立金の積立てを、今年度も継続する理由について質問が出た。

これに対しては、今年2月に築50年を迎えた会館建替えなどが想定され、その場合他会では26億円を要したとの話も聞いており、そうした大口拠出も想定される以上、積立て継続は必要と考え

る旨の回答であった。そして、今後の会館の在り方について、各会員がどのようなビジョンを抱くのかを知るために、アンケートを実施するとのことであった。

これについては、会館問題については、執行部からも具体的なビジョンを示すなどとして、議論を深める工夫してほしいと、全会一致で提案どおり可決された。

第4号議案
神奈川県弁護士会成年後見センター設置・運営規程(会規第68号)一部改正の件

説明は齋藤守副会長。成年後見事業に関し、地域の中核機関から後見

退任された皆様、お疲れ様でした!

人等の候補者推薦が行われたケースに対応すべく、明文会規を設けるもの。全会一致で提案どおり可決された。

第5号議案
綱紀委員会委員及び予備委員、懲戒委員会委員及び予備委員選任の件
説明は飯島奈津子副会長。

出席者から、一部の

だけに委員の負担が続く状態は好ましくなく、出来るだけ幅広い層から採用する方法が望ましい旨の意見が出されたのに対し、適任者の選出には苦心しているが、今後も工夫を重ねたい旨の回答があった。

全会一致で提案どおり可決された。



神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

自宅で酒を飲むと粗雑な飲み方ができるもので、発泡酒の物足りなさをウイスキーで補う本末転倒な飲み方をしている

▼ビールとウイスキーを混ぜるカクテルをボイラーメーカーというが、こちらはウイスキーの分量がなかなか多い。こちらはあくまでも補完なので、ウイスキーは風味が加わる程度。白馬の名を冠したウイスキーを使い、わずかに感じるそれを手前では「馬脚を露す」と言っている。我ながら甚だしい誤用である▼

「馬脚を露す」というと馬に扮した役者の足が見える様を想像する。この場合、露わなのは馬の脚ではなくヒトの脚である。すると「露馬脚」ではなく「馬脚を露す」「馬露脚」だろうかとも思ったが、水滸伝や西遊記の用例もやはり「露馬脚」らしい▼露馬脚という慣用句の由来は諸説あるが、どの説でも露わなのはヒトではなく馬の脚らしい。一説には、驢馬を飾って麒麟に見立てる唐代の芸能に起源するという。この説に立てば、麒麟の足元に馬を感じる私製ボイラーメーカーに「馬脚を露す」と云ったのは、我ながら甚だ正用である。などというこの言い訳から、私の飲む発泡酒のメーカーも読者に露わであろうか。

(笠間 哲史)

会創立150年記念 第2回

横浜弁護士会(当時)が、会史上巻を発刊した昭和55年、神奈川県は、「神奈川県史」通史編4近代現代(1)を発行している。神奈川県史は、8頁にわたって武相困民党事件を取りあげた。昭和56年、神奈川県民

ホールにおいて「自由民権百年記念シンポジウム」が開催され、全国から多くの研究者、関係諸団体や市民が参加した。これに併せて神奈川県新聞が、「自由民権百年」と題する23回もの連載を掲載したが、そのうち3回が武相困民党事件にあてられた。

たして、この事件は、司法と無縁な政治的事件だったのか。 武州と相州の養蚕農家は、絹製品を横浜港から輸出して利益を得ていたが、機織りの機械は、王子の貸金業者から借り入れて購入する農家が多かった。明治17年の松方デフレの影響で輸出が激減すると、農家はローン返済ができなくなった。そこで、貸金業者に金

利の減免を求めて交渉したが、聞き入れられず、集団交渉に出ようとしたところ、農民らが逮捕された。神奈川県知事に仲裁を求めたが、知事は農民の救済に動かなかった。第2陣の農民たちが横浜に向かったところ、鎌倉郡瀬谷村で逮捕された。神奈川県新聞は、「流民の惨野と化した」と書いた。明治17年といえば、ま

だ憲法や裁判所構成法も制定されておらず、法の支配が確立されていない時代であったといえる。 しかし、明治10年には、利息制限法が制定され、法定金利を定め、それを「超過する分は裁判上無効のもの」とし各その制限にまで引き直さしむべし」と定めていた。貸金業者との直接交渉が決裂した時点で、代言人組合が支援に乗り出し、利息制限法に基づく民事訴訟を提起すれば、養蚕農家救済の可能性はあったろう。 当会が、何らかの動きをした可能性はあるが、関東大震災によって、会

内資料はすべて焼失した。町田市には、市立自由民権資料館があると聞く。同館の調査をしたい。 県史の元資料にもあたりたい。 明治13年(1880年)を起点として会創立150年を記念する会史を編纂するのであれば、この事件当時、武相地域(この中には、町田市を含む現在の東京地裁立川支部管内の地域も含まれていた)の神奈川県民に、当会がどのような法的支援を行なったのか、行えなかったのか、を調査したい。併せて、この事件の今日的意味も考えたい。

関弁連正副理事長 訪問がありました

副会長 飯島 奈津子

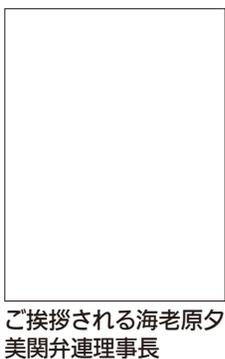


ハイブリッド方式で懇談しました

5月31日、関東弁護士会連合会の管内訪問があり、当会との懇談会が、対面とZoomのハイブリッド方式で行われた。 関弁連から、海老原夕美理事長(埼玉会)、上柳敏郎副理事長(第一東京会)及び関弁連地域司法充実推進委員会の佐々木寛継副委員長(茨城県会)が、当会会館にリアル訪問され、同委員会委員長の大谷豊会員と間部俊明会員も、関弁連からの出席者として参加された。

各支部長と当会地域司法計画委員会や支部サミット事業実行特別委員会メンバーの会員のほか、元関弁連理事長小林嗣政会員・同池田忠正会員・同木村良二会員、延命政之前口弁連副会長、剣持京助前当会会長、そして関

弁連研修委員会委員長高橋健一郎会員、同法教育センター委員長佐藤裕会員、同男女共同参画及び両性の平等に関する委員会委員長佐藤正知会員、同2020年度シンポジウム委員会委員長左部明宏会員が参加し、関弁連において多くの当会会員の活躍ぶりを改めて実感させられた(そういえば、F会長も関弁連の常務理事で、常務理事会ではなかなか黙っていられず、存在感を發揮してしまっているとのこと)。 懇談では、会務におけるコロナ禍の影響や男女共同参画の状況、また「弁護士会支部サミットinふじさわ」を12月に控えて地域司法の現状と課題等について、情報・意見交換が熱心に行われ、予定



ご挨拶される海老原夕美関弁連理事長

関弁連では、9月24日に長野県軽井沢で定期弁護士大会があり、シンポジウム「性別違和・性別不都合があっても安心して暮らせる社会をつくるー人権保障のため私たち一人ひとりが何をすべきかー」も予定されている。 意欲的なテーマのシンポに参加するのが、今から大変楽しみである。

日弁連事務次長の職に就き、一年以上が経過した。目まぐるしい毎日に、季節を愛でる暇もないまま、大海を揺蕩う如くに時を漂い、6月から後半戦に突入している。 実のところ、任期2年は必須と感じている。複雑多様な各種業務における気付きや、内外の多くの人たちとの関係の築きは、一朝一夕には育めない。ようやく地中に根が張り、じっくりやれそうな気がしている。15人の副会長たちが1交代ということもあり、会長・

さて、言うまでもなく、我々にとって重要なのは法律であるが、よりよい立法のために、日弁連は適切にコミットしていく必要がある。そのため、常にアンテナを張り、英知を結集して意見書等の形に昇華させ、発信している。 いくつか天辺に辿り着いたとき、自分は位置エネルギーに満ち満ちているだろうか。それとも息絶え絶えでひからびているだろうか。答えを索る今日この頃である。

長 次 H の二チベンの日常

螺旋階段登り続けて

会員 畑中 隆爾

日弁連事務次長の職に就き、1年以上が経過した。目まぐるしい毎日に、季節を愛でる暇もないまま、大海を揺蕩う如くに時を漂い、6月から後半戦に突入している。 実のところ、任期2年は必須と感じている。複雑多様な各種業務における気付きや、内外の多くの人たちとの関係の築きは、一朝一夕には育めない。ようやく地中に根が張り、じっくりやれそうな気がしている。15人の副会長たちが1交代ということもあり、会長・

司法から見た武相困民党事件

創立150年会史編纂WT 会員 間部 俊明

相談を受ける会員たち

電話相談

『女性の権利
ホットライン』



6月23日、当会と日弁連との共催(神奈川県)設置15周年を機に、平成3年から毎年日弁連と各地の弁護士会との共催で、「女性の権利110番」の名称で、概ね男女共同参画週間(6月23日から29日)に合わせて実施されてきたが、今年から名称を「女性の権利日弁連女性の権利に関する委員会・両性の平等に関する委員会」設置15周年を機に、

「ホットライン」に変更して実施した。

当日は午前10時から午後3時まで、臨時電話回線6回線を設置し、当会会員15名が交代で計18件の相談に対応した。

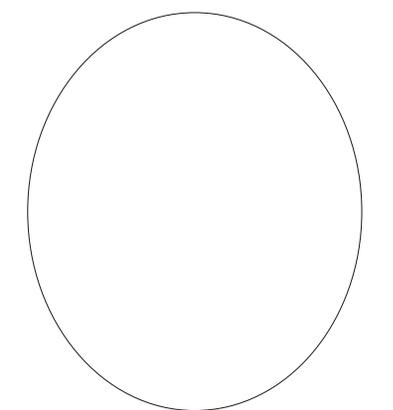
相談内容で最も多かったのは、離婚に関する相談(15件)であり、次に多かったのは、女性に対する暴力(DV7件、セクハラ1件)に関する相談であり、女性の権利に特化した法律相談の重要性を感じた。なお、相談内容について、複数の項目に該当する場合、複数項目でカウントしているため、重複してカウントしているものがある。

世代別では多い順に、30代(6件)、40代(5件)、50代(3件)、70代以上(2件)、60代(1件)、不明(1件)であり、20代以下からの相談はなかった。20代以下の世代は、インターネットの利用頻度が高いと推測されるため、今後はSNSなどのインターネットをさらに積極的に活用した広報について検討したい。

(会員 野口 杏子)

ニューノーマル時代の
常議員会

会員 大友 朋子 (59期)



制限がある身にとつては、非常にありがたい変化である(反面、時間の制約を欠席の言い訳にできなくなるが)。是非ともコロナ禍が終息した後も続けていただきたい。出席が容易になることで、会務に熱心な一部の会員のみならず、多様な立場の会員の意見を反映することが可能になると思う。

常議員会
のいま

常議員になるのは、2012年度以来9年ぶりである。前度も今回も、横須賀支部の代表という形で立候補をした。包み隠さずお話しすると、前回は出席率50%程度、自主的な発言ゼロという支部にとつてはとんでもない代表であった。二度と常議員になるべきではないと考えていたが、支部長の「今はコロナ禍でテレビ会議で出席

理事者室
だより

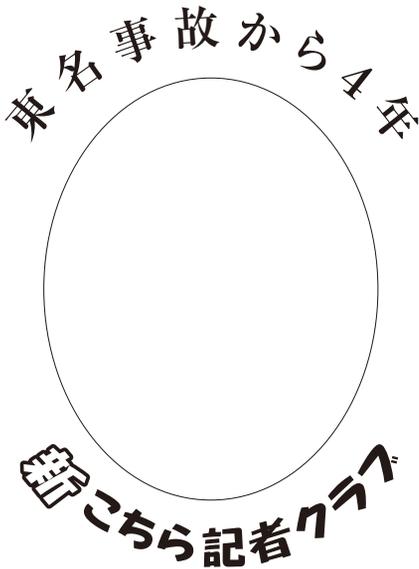
副会長の業務は意外と…

副会長 齋藤 守

(あえて知ろうとしなかったのかも)。そのため自分が副会長になることが決まった後は自分が今抱えている事件処理はどうなるのか、事務所経営はどうなるのか、もしかしたら弁護士業を廃業しなければならぬのではないかと不安を常に抱いていた。

私は相模原支部に所属しているため、事務所から本部会館まで確実に片道1時間以上かかるころ、移動時間がゼロのため、その時間で事件処理や他の業務処理をすることができるとは、これは非常にありがたい。

また、副会長には日直という業務(分かりやすくいえば、その日の書類の決裁処理)が週に1回



神奈川の面積は47都道府県中43位というが、それでも県全体が取材対象地域だとずいぶん広く感じる。先日は丹沢湖のほとりまで横浜から取材に向かった。そんなわけで、仕事をするのに車は欠かせない。私はこの地で人生初めて車を持つことになった。

と「あおつて」くる車両に遭遇することが、まれにだがある。と、ハンドルを握る一人として

宇都木 渉

私は、自分が副会長に就任するまで具体的に副

会長がどんな業務を行っているのか知らなかった

しかし、実際に副会長

の決裁処理)が週に1回

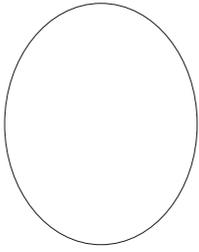
How About ADR?

ADRの応諾率や解決率は?

会員の皆様は、日弁連が「仲裁ADR統計年報」をホームページ上に公開していることをご存知だろうか?

ADRの世界に少しでも馴染んでもらうために、今回は、この年報から少し話題を拾い上げてみたいと思う。

年報では、申立状況や終了状況、紛争類型別などの統計が記載されているが、この中で、二つほど数字を示す。



一つは、回答待ちを除いた受理件数中に占める応諾件数である「応諾率」、つまり話し合いのテーブルについてもらえた事件の割合である。この応諾率、当会が直近の年報で約90%、全国では近年70%前後の割合で推移している。

もう一つは、応諾した件数(ただし進行中のものを除く)に対する解決した件数である「応諾事件対比解決率」である。こちらは、当会では直近で約44%、全国では近年50%台の割合で推移している。

この数字、皆様にはどのように映るだろうか?

裁判所における調停と比較し、ADRにはあまり実用性がないという感覚を持つていた会員の中心には、全国ベースで7割近くが応諾し、そのうち半数が解決に至るといえるのは意外と高い数字だ。あ、という感想を持った方もいるのではないだろうか。

ところで、弁護士が相談業務に依拠している段階で、諸事情から代理人としての受任が現実的でない場合があると思われる。その場合に、相談者に今後の進め方などをアドバイスする機会があれば、選択肢の一つにADRを示すことを是非忘れ

6月18日、当会会館5階大会議室にて、秋田純裁判官・鶴木幸二主任書記官

記官を招き表記講演が行われた。本講演は倒産法研究会が主催し、今回は



講演中の秋田純裁判官(左)・鶴木幸二主任書記官(右)

研究会非会員にも公開かつWEB併用としたことから、会場こそ参加者12名で素朴なセミナー風だったものの、WEBでは実に205名という驚愕の受講者数を記録した。

破産管財事件における債権者集会非招集型手続(非招集型)は、昨今のコロナ禍における事件進行の工夫の一環として全国的にも注目を集めている運用方式である。横浜地裁本庁では早い段階から試験的導入を行っており、今般その有用性が認められたため、令和3年3月から本格導入を開始

また同時に、非招集型手続の導入が、債権者集会の意義について改めて考える良い契機となり、通常型においても債権者集会の充実化、ひいては手続の活性化が図られるという相乗効果を生むのではないかと感じられる講演であった。

破産管財事件における債権者集会 非招集型手続の運用について

横浜地方裁判所第3民事部特別講演

研究会非会員にも公開かつWEB併用としたことから、会場こそ参加者12名で素朴なセミナー風だったものの、WEBでは実に205名という驚愕の受講者数を記録した。

破産管財事件における債権者集会非招集型手続(非招集型)は、昨今のコロナ禍における事件進行の工夫の一環として全国的にも注目を集めている運用方式である。横浜地裁本庁では早い段階から試験的導入を行っており、今般その有用性が認められたため、令和3年3月から本格導入を開始

また同時に、非招集型手続の導入が、債権者集会の意義について改めて考える良い契機となり、通常型においても債権者集会の充実化、ひいては手続の活性化が図られるという相乗効果を生むのではないかと感じられる講演であった。

された。

秋田裁判官による基調講演では、非招集型の概要・目的を始め、当面想定される対象事件や申立代理人からみた留意点、通常の招集型との異同等が分かり易く解説された。非招集型の導入により、全体として事件処理の効率化に資することは勿論、申立代理人の立場からは、通常型と比べ追加の官報公告費用が必要となること、また手続終了までの期間が約8週間長期化することさえクリア出来れば、破産者本人の居住地、年齢、心身の状況等に応じた有意義な選択肢となることが理解出来た。

また同時に、非招集型手続の導入が、債権者集会の意義について改めて考える良い契機となり、通常型においても債権者集会の充実化、ひいては手続の活性化が図られるという相乗効果を生むのではないかと感じられる講演であった。

(会員) 三橋 潔

「弁護士会支部サミットinふじさわ」にご参加ください

～藤沢簡裁への家裁出張所設置を求めて～

日時 2021年12月4日(土) 13時30分～16時30分

場所 藤沢市民会館小ホール (オンライン配信も併用予定)

第14回弁護士会支部サミット事業実行特別委員会 委員長 服部 功志

過去30年で県内家庭裁判所における家事事件新受件数は約4倍と大幅に増えている。特に横浜地裁本庁は、控室が常に混雑し、期日も入りにくいなど、もはや限界に達していると言ってもいいだろう。

一方、コロナ禍での生活スタイルの変化による人口流出もあり、藤沢・茅ヶ崎・大和・海老名・綾瀬・寒川の5市1町を管轄する藤沢簡裁管内の人口は、地裁小田原支部管内の人口を超え、遂に120万人(管内弁護士数108名)に迫る勢いである。しかし、同管内の住民は家事事件の解決のために、家裁本庁まで1時間前後の時間をかけて何度も足を運ばなければならぬというのが現状である。

2015年に藤沢市議会、2016年に茅ヶ崎市議会、2018年に寒川町議会において意見書を採択して頂き、その後同委員会藤沢支部会を設置し、首長・地元選出の国会議員・関連士業への協力要請を行うなど、近年精力的な活動を行ってきた。

しかし、予算付けに加えて、最高裁判所規則変更を伴う出張所設置を本当に実現するためには、自治体や市民を巻き込んだ大きな運動に広げていく必要がある。そこで



家裁出張所の併設が待望される藤沢簡裁

2015年に藤沢市議会、2016年に茅ヶ崎市議会、2018年に寒川町議会において意見書を採択して頂き、その後同委員会藤沢支部会を設置し、首長・地元選出の国会議員・関連士業への協力要請を行うなど、近年精力的な活動を行ってきた。

しかし、予算付けに加えて、最高裁判所規則変更を伴う出張所設置を本当に実現するためには、自治体や市民を巻き込んだ大きな運動に広げていく必要がある。そこで

- デスク 吉田 正穂
記者 大崎 徹
井上 晴彦
濱崎 亮
新倉 武
杉本 桃子
仲戸川 優樹
笠間 哲史

編集後記

1年間理事者室に向向いていたため、今号からデスク復帰となりました。イベントが軒並み中止・延期となっていたため、昨年の7・10月号が2面編成になっていたことを思うと、未だ終息しない現況においても、今年4面を維持出来ていく心強く感じます。

さて、無観客のオンラインピックは盛り上がりつつあるでしょうか？

で、本年12月4日に予定されている「弁護士会支部サミットinふじさわ」では、管内の国会議員・地方議員・関連団体、そして地元一般市民に向けて家裁出張所の必要性を改めて訴えることにより、今後の運動の起爆剤としたいと考えている。

当日は、メインとなるパネルディスカッションだけでなく、お笑い芸人の協力を得てテーマに関するクイズ大会を企画するなど、一般市民にとっても親しみやすい内容を目指している。

管内はもちろん、ひとりでも多くの先生方のご参加とご協力をお願いしたい。